登録者証のご案内

「登録者証」とは？

指定難病の方が、福祉・就労等の支援を受ける際に、医師の診断書に代わり、指定難病に罹患していることを証明するものです。（登録者証で**医療費助成は受けられません**）

マイナンバー連携を行うため、マイナンバーカードやマイナポータルの画面上で登録状況を確認できますが、希望者には紙の登録者証を発行します。

登録者証の発行手続きと活用方法

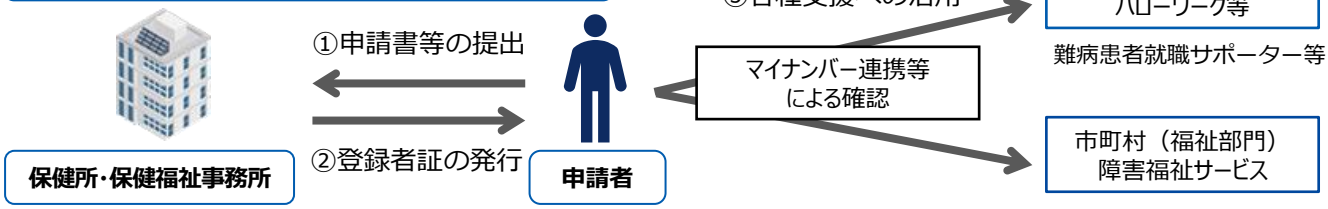

１．発行手続き

申請される方の住所地を担当する保健所・保健福祉事務所へ、以下の必要書類をご提出ください。

（1）難病医療費助成と同時に申請する場合

難病医療費助成の支給認定申請書に登録者証申請欄を設けております。必要書類は支給認定申請の手続きにかかる案内をご覧ください。

（2）登録者証のみ申請する場合

登録者証のみ希望の方は、以下の書類が必要です。

① 登録者証申請書（保健所・保健福祉事務所に申請様式があります。なお、県ホームページからも様式をダウンロードすることができます）

② マイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）

③ 指定難病にかかっていることを証明する書類（いずれか一つ）

・臨床調査個人票（指定医の記載から６ヶ月以内のもの）

・特定医療費（指定難病）受給者証の写し（有効期間満了後のものでも可）

・不認定通知書（診断基準を満たしているものに限る）

※様式や詳細については、群馬県ホームページをご覧ください

URL：https://www.pref.gunma.jp/page/650688.html

２．登録者証の活用方法

・ **ハローワーク等で指定難病患者であることを証明するために利用できます。**

・ マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはその印刷物を提出することで、指定難病患者であることを証明できます。

・ 紙の登録者証をお持ちの方は、登録者証を提出することで証明することができます。

・ **利用するサービス（登録者証の提示先）によって、確認方法が異なります。**
あらかじめ、各サービスの窓口にお問い合わせください。（詳細は裏面をご参照下さい。）

◎制度全般に関するお問い合わせ先

群馬県感染症・疾病対策課難病対策係　電話番号：027-226-2611

※ 受付窓口ではありません。

※ 申請に関するお問い合わせは、各保健所・保健福祉事務所へ連絡してください。

【各種サービス一覧】

障害福祉サービス等

サービスの概要	窓口	登録証の利用 可否と活用場面
障害福祉サービス等 （介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付）	市町村	○ サービスの利用申請時（※）
障害児通所給付	市町村	○ サービスの利用申請時（※）
障害児入所給付	指定都市 児童相談所設置市	○ サービスの利用申請時（※）
地域生活支援事業	市町村	△ 事業の実施主体である 市町村の取扱による

（※）申請等にあたり、指定難病であることを証明するために登録者証が利用出来ます。
各制度の給付内容や利用可否決定にあたっては、医師の診断書提出や審査等を要することがあります。
詳しくは、各サービス担当にお問い合わせ下さい。

就労支援（ご本人向け）

サービスの概要	窓口	登録証の利用 可否と活用場面
公共職業安定所（ハローワーク）における 職業相談・職業紹介	公共職業安定所・ 難病相談支援センター	○ 証明の求めがあった時
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	地域障害者 職業センター	○ 証明の求めがあった時
障害者就業・生活支援センター事業	各障害者就業・ 生活支援センター	○ サービスの利用申請時

就労支援（事業主向け）

サービスの概要	窓口	登録証の利用 可否と活用場面
特定求職者雇用開発助成金 （発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	労働局・ 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
キャリアアップ助成金 （障害者正社員化コース）	労働局・ 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
特定求職者雇用開発助成金 （成長分野等人材確保・育成コース）	労働局・ 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
障害者介助等助成金	㈱ 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
訪問型職場適応援助者助成金 企業在席型職場適応援助者助成金	㈱ 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者能力開発助成金	㈱ 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者トライアル雇用事業	労働局・ 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時